

(案)

新潟市地域福祉計画

平成27年3月

新潟市地域福祉計画の目次（案）

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の位置づけ
 - 3 計画の期間
-

第2章 新潟市を取り巻く状況

- 1 統計データ
 - 2 アンケート調査結果の概要
-

第3章 市計画の基本理念・目標

- 1 基本理念
 - 2 基本目標
-

第4章 市の事業展開

第5章 各区地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

- 1 北区すこやか・あんしん・支えあいプラン
 - 2 東区地域ふれあいプラン
 - 3 中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画
 - 4 江南区ふれあい・さえあいプラン
 - 5 秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画
 - 6 南区地域福祉アクションプラン
 - 7 いきいきいき西区ささえあいプラン
 - 8 西蒲区地域福祉計画・地域福祉活動計画
-

第6章 計画の推進と評価について

地域福祉に関する主な支援等

- 1 要援護者の支援
 - 2 生活困窮者の支援
 - 3 地域包括ケアシステムの推進
-

資料編

- 1 計画策定経過
- 2 新潟市地域福祉計画策定・推進委員会開催要綱
- 3 新潟市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿
- 4 アンケート調査結果

1 計画策定の趣旨

今日では、一人暮らし高齢者の増加や核家族化の進行、人々の価値観や生活様式の多様化などに伴って、家庭や地域の中の連帯感や支え合いの力が弱くなってきているところも見受けられます。

社会からの孤立、虐待、認知症高齢者の増加や孤立死などの問題、周囲からの支援を拒む人への対応など、福祉に求められるニーズは複雑・多様化しており、従来の福祉サービスだけでは解決の難しい問題が増えつつあります。

本市では地域の課題を解決するため、自治会や町内会を中心に様々な団体が参加する地域コミュニティ協議会と連携し、見守り活動や要援護者の掘り起しなど、地域における支え合いがこれまで以上に求められている状況にあります。

また、今後の超高齢社会にあって、単身高齢者や認知症高齢者が増加する一方で、市民アンケートによれば在宅医療・在宅介護を希望する方が6割を超えていることを踏まえると、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に切れ目なく提供される、地域包括ケアシステムの構築が必要不可欠です。

新潟市と新潟市社会福祉協議会は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、平成21年3月に地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成21年度から26年度）を策定しました。

地域福祉とは、地域社会における福祉の問題に対し、地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組み、お互いに助け合う関係やその仕組みをつくっていくことですが、社会状況の変化や社会福祉制度の改正などさらなる変化に対応するため、新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。

<社会福祉法第107条で計画に盛りこむべきと規定されている事項>

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

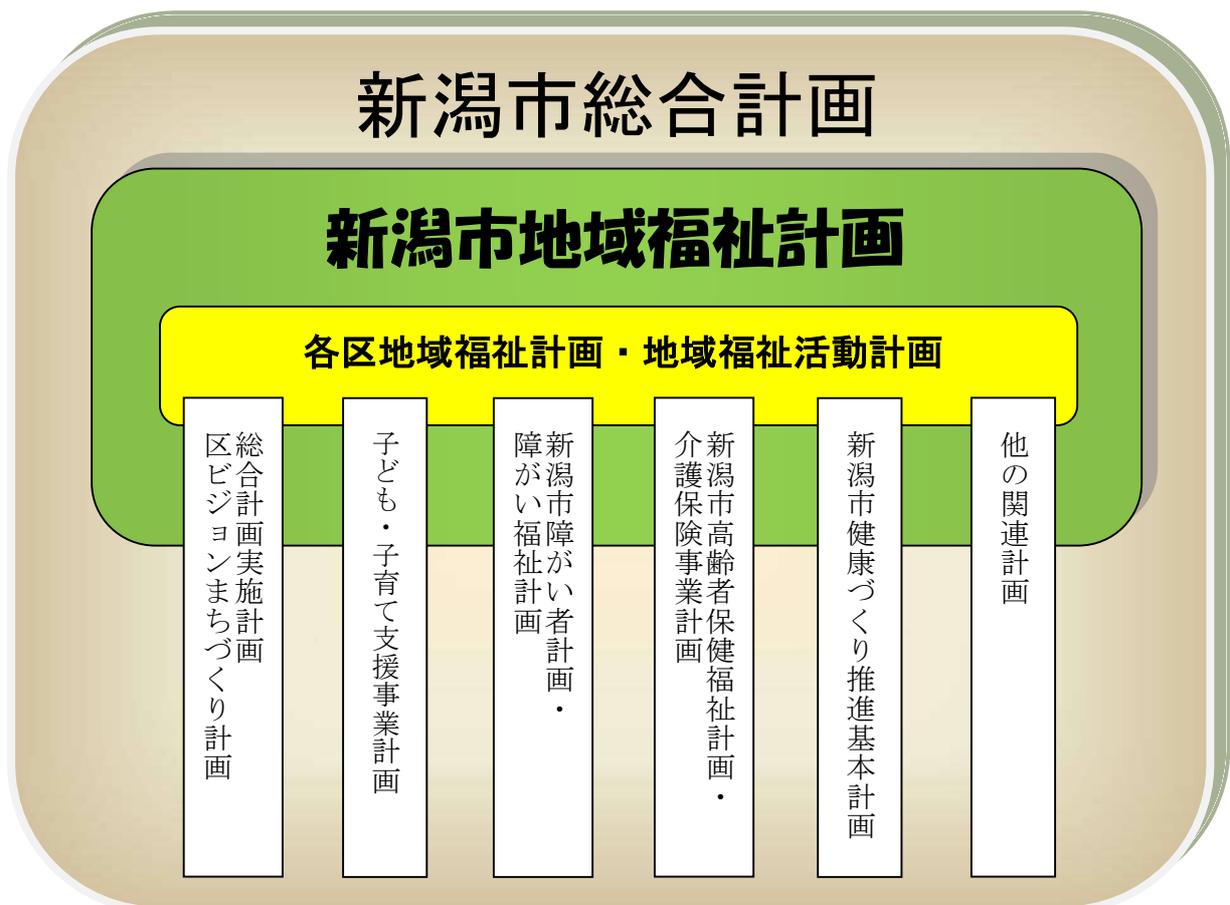
(2) 他計画との関係

本市の各分野における計画や施策、事業は新潟市総合計画の下に進められます。

地域福祉計画は、地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものですが、高齢者、障がい者、子ども等の主に福祉分野に共通する理念、方針、地域の取り組みの推進方向などを明示します。

また、地域福祉計画において福祉分野及びそれに関連する計画や施策を横断的に定めることで、地域住民の生活に関連する分野の施策を総合的に推進する役割を果たします。

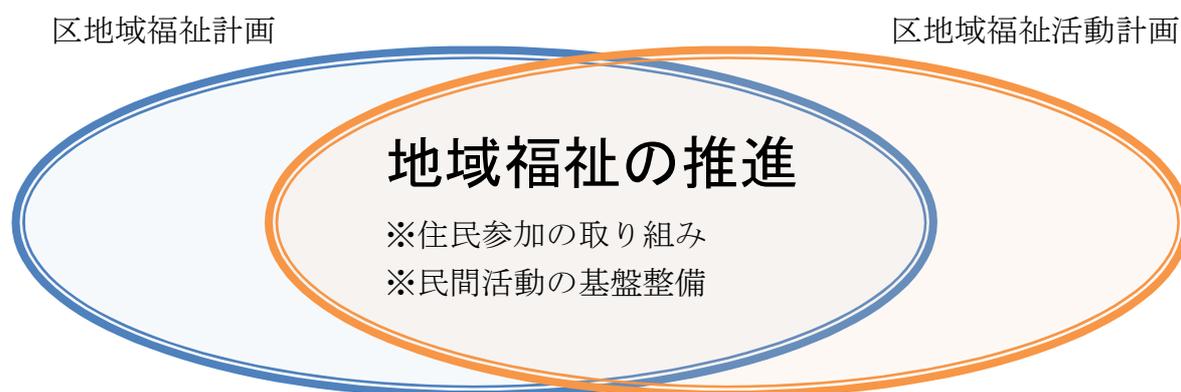
なお、本市では新潟市地域福祉計画のほかに市域が広く、地域によって実情が異なることから住民にとって身近な行政主体である区ごとに地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、住民・地域において社会福祉に関する活動を行う者・社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関係にあり、区ごとに一体で策定しました。



3 計画の期間

この計画の期間は平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間とし、必要に応じて見直しを行います。

第 2 章 新潟市を取り巻く状況

1 統計データ（別添資料 7）

2 アンケート調査結果の概要（別添資料 8）

<地域福祉計画のイメージ図>



市計画は基本理念、基本目標などの大きな部分を策定し、各区の計画では区の基本理念、基本目標のほかに地域の実情を反映させた具体的な目標、施策などを盛り込みます。

1 基本理念

だれもが安心して暮らせるように地域で支えあうまちづくり

2 基本目標

基本目標 1 地域で支えあい、助けあう地域づくり

基本目標 2 安心、安全に暮らせる地域づくり

基本目標 3 健康でいきいき暮らせる地域づくり

基本目標 4 情報の共有、相談支援体制の充実した地域づくり

基本目標1 地域で支えあい、助けあう地域づくり

○ 民生委員・児童委員活動への支援

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、自主的に社会福祉の増進に努める民間の奉仕者で、厚生労働大臣の委嘱を受けて市内各地域に配置されています。地域福祉の充実のため、民生委員・児童委員の活動費等について支援します。

○ 地域福祉コーディネーター育成事業

<地域福祉コーディネーター育成事業>

地域での多様な福祉課題に対応するため、的確なニーズの把握、多様な社会資源との連携により問題解決へと導く「つなぎ役」となる人材を福祉専門職の中から地域福祉コーディネーターとして育成します。

○ 地域交流活動助成事業

<地域交流活動助成事業>

地域の集まりやすい場所を利用して、誰もが気軽に集まり交流することにより、高齢者・障がい者等の閉じこもり予防や世代間交流・地域の助け合い意識の醸成を図るとともに、支え合う地域社会のネットワークづくりを推進します。

「地域の茶の間」「いきいきサロン」といった地域の交流活動費を助成します。

○ 空き家を活用した地域交流活動助成費事業

<空き家を活用した地域交流活動助成費事業>

本市において増加傾向にある空き家を高齢者の引きこもりの防止や介護予防のため、「地域の茶の間」の会場として活用することで、空き家の活用を促進させます。

○ 日常生活自立支援事業

<日常生活自立支援事業>

認知症高齢者、知的・精神障がい者など判断能力が十分でない人に対し、自立して日常生活を営むことができるよう日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を実施します。

○ 地域包括ケアシステム推進支援事業

○ 高齢者を地域で支えるモデル事業

基本目標2 安心、安全に暮らせる地域づくり

○ 高齢者等あんしん見守り活動事業

< 高齢者等あんしん見守り活動事業 >

高齢者等が住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、地域住民主体の見守り体制を作るために、「助け合い・支え合い」意識の醸成を図り、地域にあった見守り活動につながるよう支援します。

電気・ガス・水道事業者などの協力事業者が営業活動の中で異変を発見したときに地域包括支援センターへ連絡し、すみやかに対応する「新潟市高齢者等あんしん見守りネットワーク」を平成24年12月に立ち上げました。

○ あんしん連絡システム事業

○ 高齢者虐待防止事業

基本目標3 健康でいきいき暮らせる地域づくり

○ 全国健康福祉祭事業

○ シニアはつらつにいがた総おどり事業

○ 幸齢生きがいサポート事業

基本目標4 情報の共有、相談支援体制の充実した地域づくり

○ 成年後見支援センター事業

< 成年後見支援センター事業 >

平成25年度に成年後見支援センターを開設し、市民からの相談に対応するとともに、成年後見制度の普及・啓発や、市民後見人の養成・活動支援を行い、成年後見制度による支援を必要とする方々への権利擁護を推進します。

第5章 各区地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

- 1 北区すこやか・あんしん・支えあいプラン
- 2 東区地域ふれあいプラン
- 3 中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画
- 4 江南区ふれあい・さえあいプラン
- 5 秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 6 南区地域福祉アクションプラン
- 7 いきいきいき西区ささえあいプラン
- 8 西蒲区地域福祉計画・地域福祉活動計画

第6章 計画の推進と評価について

新潟市地域福祉計画の進捗状況については、新潟市地域福祉計画策定・推進委員会において進捗状況の把握や評価を行います。さらに、計画期間の半ばを目途に市民意識調査などを行い、市民の意識や行動変化を把握することで計画の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しなどを行います。

なお、各区地域福祉計画・地域福祉活動計画については、各区の地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会において、計画の推進と評価を行います。

地域福祉に関する主な支援等

要援護者及び生活困窮者の支援については、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上で特に重要な施策であることから地域福祉計画の中に盛り込むべきとされています。

1 要援護者の支援

(1) 要援護者情報の把握

自力で避難することが困難な障がい者、要介護者などを対象に、民生委員と共同で「災害時要援護者名簿」の整備を進めるなど要援護者情報の把握に努めます。

また、地域住民による日常的な見守り活動等を通して把握されている高齢者のみ世帯、一人暮らし高齢者、障がい者、子育て家庭など安否確認等が必要な対象者を地域住民と連携して把握に努めます。

(2) 要援護者情報の共有

災害時や緊急時の迅速な支援につながるよう、個人情報の利用及び提供について先進事例など研究し、要援護者の情報を共有できるよう努めます。

(3) 要援護者の支援策

民生委員児童委員による訪問活動、社会福祉協議会等によるいきいきサロン活動、見守りマップづくり等、要援護者に対する近隣住民等による日常的な見守り活動や助け合い関係づくりの推進に努めます。

2 生活困窮者の支援

様々な要因により増加している生活困窮者に対して、直ちに生活保護に至ることなく、いち早く就職に結びつけられるよう、国が進める施策に基づき関係機関と連携して雇用や生活等に関し総合的に支援を行うとともに、ボランティアやNPO等と連携し、一人ひとりの状況に応じた自立支援に努めます。

3 地域包括ケアシステムの推進

介護保険制度の改正や少子高齢化、単身・高齢者のみ世帯の増加などの社会経済情勢の変化を踏まえ、高齢者の生活を地域で支えていく仕組み作りは喫緊の課題です。

国は、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することを重要課題として掲げています。

また、システムの構築においては、市町村が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくこととされています。

地域力、市民力を発揮した地域活動が盛んであるという本市の強みを生かして、住民組織やNPOなど地域の各種団体に、多様なサービスの提供主体として活発に活動していただくために、住民のニーズと地域資源のマッチングなどを行うコーディネーターを配置するなど、地域に対する支援を行います。

また、地域の方々のご協力を得て支援が必要な方を早期にサービス利用につなげていくことや、住民主体の運動・交流の場づくりを支援していくことで、将来的な介護度の重度化を防止することに努めます。

健康でずっと安心して暮らせる日本一安心な政令市新潟の実現に向けて、新潟方式と言われるような地域力、市民力を生かした新たなまちづくりに全力で取り組んでいきます。

資料編

- 1 計画策定経過
- 2 新潟市地域福祉計画策定・推進委員会開催要綱
- 3 新潟市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿
- 4 アンケート調査結果